

日経電子版



- MONO TRENDY
- WOMAN SMART
- ヘルスUP
- Men's Fashion
- エンタメ！
- マネー研究所
- 出世ナビ
- トラベル
- オリパラ
- ナショジオ
- グルメクラブ
- 未来ショッピング

マネー研究所

生保損保業界ウオッチ

生保の「契約者変更」で贈与税？ 税務署が厳格化

日経マネー



2018/4/20



画像はイメージ=123RF

日経マネー

2018年1月から、保険会社が税務署に提出する「支払調書」の提出基準と記載内容が変更されました。従来は、1回の支払金額が100万円超の死亡保険金、満期保険金、解約返戻金などが支払われた場合と、同一人に対して年間20万円超の年金が支払われた場合に支払調書が提出されていました。

今後はそれに加えて、契約者（保険料を払う人）と被保険者（保険の対象となる人）が異なる契約において、契約者の死亡に伴う契約者変更が行われた場合も調書が提出されま（下図1）。さらに、保険金などの支払調書に記載すべき事項が追加されました（同2）。



使わなきゃ損！
個人型DC<iDeCo>

▶ あなたの老後資金、どう作る？

初めての投資
つみたてNISA塾

▶ 長期投資のロードマップとは？

Daily Ranking

- By マネー研究所 -

- 学んでお得
新幹線が3割引 旅で使えるミドル・シニア割
📍 28
- Money&Investment
「家なき子」の相続節税厳しく負担、数百万円増も
📍 127
- 定年楽園への扉
「脱アンチエイジング」が老後のお金や暮らしを豊かに
📍 112
- もうかる家計の作り方
積立預金が赤字の原因？ 気合だけで家計は改善しない
📍 0
- NQNセレクション
まだ円安水準、緩和の出口議論はできる 篠原元財務官
📍 9
- もうかる家計の作り方
老後資金3000万円でも70歳で破綻 50代夫婦の誤算
📍



保険に関する調書の見直しの概要

① 死亡による契約者変更の場合の調書の創設

<p>改正前</p> <p>保険契約者死亡時の契約者変更に関して、調書の提出義務なし</p>	<p>調書に記載すべき事項</p> <p>①変更後の契約者の氏名・住所等 ②変更前の契約者の氏名・住所等 ③変更前の契約者が死亡した日 ④変更の効力が生じた日 ⑤上記③または④いずれかの日における解約返戻金相当額 ⑥保険料の総額および上記②の契約者が払い込んだ保険料の金額 ⑦その他参考となるべき事項</p>
<p>改正後</p> <p>保険契約者の死亡に伴う契約者変更時には、所定期間内に所轄税務署長に調書を提出</p>	

② 保険金等の支払調書の記載事項の追加

<p>改正前からの記載事項</p> <p>①支払いを受ける者の氏名・住所・個人番号等 ②その月中に支払った保険金の額 ③支払いの基礎となる契約に係る保険料総額 ④支払いの確定した日 ⑤支払いの直前において契約者であった者の氏名・住所・個人番号等</p>	+	<p>改正により追加された事項</p> <p>⑥契約締結後に契約者変更が行われた場合 イ：契約者変更(変更が2回以上の場合は最後の契約者変更)前の契約者の氏名・住所等 ロ：現契約者が払い込んだ保険料の額 ハ：契約者変更が行われた回数</p>
---	---	---

今回の改正の背景には、契約者が変わった時点で税務署に情報が届かないために、正しい納税申告が行われないケースが多く見られたことがあります。

例えば契約者死亡により名義が変更された場合、本来は死亡した人が払い込んできた保険料で形成された解約返戻金相当額は、「生命保険契約に関する権利」として相続税が課されます。しかし、名義が変更されたことを税務署が把握できていないため、申告漏れとなるケースがありました。

また、契約者の変更後に死亡保険金、満期保険金、解約返戻金を受け取った場合、本来は変更前の契約者が支払った保険料に対応する受取金は贈与税の対象になります。しかし支払調書には支払時点での契約内容しか記載されていなかったため、税務署が把握できないという問題がありました。

よくあるのが、親が子のために掛けていた生命保険を子の結婚を機に契約者変更し、死亡保険金の受取人を子の配偶者にするケースです。被保険者は子そのまま、契約者と満期保険金受取人が親から子本人に代わり、死亡保険金受取人は親から子の配偶者に代わります。

18年以降は、こうした変更をすると、受け取る死亡保険金、満期保険金の一部が確実に贈与税の対象となります(親から子または子の配偶者への贈与と見なされる)。

一つの対処法として、契約者変更をせずにそのまま継続し、満期前に親が死亡したらそこで契約者変更を行って、その時点の解約返戻金相当額を全て相続財産として申告することを検討するといでしょう。金額次第ですが、贈与税で処理する場合に比べて納税額が減るケースは少なくありません。

- 7 プロのポートフォリオ
割安株投資 我慢と信念で「ワナ」を克服 (苫瓜達郎)
① 3
- 8 眠れぬ人の法律クリニック
無灯火・スマホで高額賠償 自転車事故の怖い結末
① 56
- 9 もうかる家計のつくり方
人事異動で収入急減 夫のカード利用額に仰天
① 11
- 10 身近なマネー研究
「学歴なんて関係ない」の真実 生涯賃金これだけ違う
① 93

keyword

アート&レビュー	家計
くらし&ハウス	株式・投信
フード・レストラン	外貨投資
旅行・レジャー	不動産・住宅ローン
健康・医療	保険
女性	年金・老後
趣味・ガジェット	相続・税金
働き方・学び方	マネーコラム
ライフコラム	動画
ランキング	

ワンランク上のキャリアを目指す、ハイクラス転職サイト
BIZREAC 詳しくはこちら >

Trend Watch [PR]

NISAで長期分散投資
マーケットの下落局面でもあわてないための資産運用/投資信託セレク

内藤真弓

生活設計塾クルー。13年間の大手生命保険会社勤務の後、FPとして独立。生活設計塾クルー取締役を務める。『医療保険はすぐやめなさい』（ダイヤモンド社）など著書多数。一般社団法人FP&コミュニティ・カフェ代表。

シヨンNISA特別版



拡充される個人型DC
税優遇のメリットを徹底研究/資産形成応援プロジェクト年金編



投資信託セレクション
「ロボアド」で長期・分散・積立投資を手軽に。社会構造の変化に対応できる資産形成術



[日経マネー2018年5月号の記事を再構成]

『日経マネー』では個人投資家の運用状況に関するアンケート調査を実施中です。ご回答いただくと抽選で10万円分のギフトカードなどが当たります。期間は4月30日（月）23時59分まで。

アンケートはこちら。



【関連情報】

- 雪の被害、火災保険でカバー 条件や免責額を再確認
- 公的保険使えぬ「先進医療」 特約で自己負担をカバー
- 積立預金が赤字の原因？ 気合だけで家計は改善しない
- 割安株投資 我慢と信念で「ワナ」を克服（苦瓜達郎）
- 「ダウの負け犬」作戦、日本株で実践 配当利回り高く
- 信頼できる最強のマネー情報誌 日経マネー

【おすすめ記事】

-  大化け株は「Jカーブ」を描く この発見で資産数億円
-  10歳で誘拐、地下室に8年監禁されたウィーンの少女
-  ドレス顔レザースニーカー続々！買いは“走れる革靴”
-  65歳で貯蓄420万円 独身女性に迫り来る老後破綻
-  積立王子が一喝 「みんなの危機感は甘すぎるぞ！」

Recommended by

【関連キーワード】

- 生命保険
- 契約者変更
- 保険料
- 内藤真弓
- 贈与税
- 支払調書
- 生活設計塾クルー

[PR] 新事業・新商品のテストマーケティングを低リスクで実現/未来ショッピング

マネー研究所の最新情報をお届け

NIKKEI STYLE
このページに「いいね！」 7.7万

メールマガジン登録

マネー研究所 連載一覧

Twitterでも最新情報を配信します。

- マネー研究所
- 公式 NIKKEI STYLE
- MONO TRENDY
- WOMAN SMART
- ヘルスUP
- Men's Fashion
- エンタメ!
- 出世ナビ
- オリパラ
- グルメクラブ

マネー研究所
新着記事

